

A市B区における区づくり推進事業に見る福祉活動

ーソーシャルワークの視点からー

○ 中国短期大学 松井 圭三 (2473)

今井 慶宗 (関西女子短期大学・6951)

区づくり推進事業 福祉施設・団体 地域福祉

1. 研究目的

Aは県庁所在地で平成21年4月に政令指定都市に移行した。行政区として4区が置かれている。A市は政令指定都市になって新しく、近年まで大規模な合併があった。市域が拡大したが、都市としての一体化が未だ途中である。大規模な合併や政令指定都市移行後、経過年数が少なく、市としての一体性と合併（編入）した地域への配慮の両立が必要であり、当面、合併地域に対する配慮が引き続き必要とされている。

A市ではA市区づくり推進事業の制度がある。A市区づくり推進事業を通して福祉活動をどのように展開しているのか、また今後の課題は何かについて分析を行い、地域づくりについて、福祉の視点からのあるべき姿について考察する。

2. 研究の視点および方法

地域づくりにおける福祉の視点をもとに、他の政令指定都市の類似事業との比較、実際の区づくり推進事業の内容、A市B区区づくり推進事業審査会における質疑での福祉に関する内容等を検討することによって、本事業の意義と課題を明らかにする。

3. 倫理的配慮

A市北区区づくり推進事業審議会の資料等を用いた文献を中心とする研究を実施した。個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。

なお、研究において、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。

4. 研究結果

A市は政令指定都市指定にあわせて市域が拡大したが、市ないし各区としての一体性の創出と編入された地域（旧町）への配慮の両立が必要とされている。区づくり事業においても、区としての一体性にも増して、旧町村における各種活動の継続性維持の面が強く出ている。また、区づくり事業に応募した事業の全てにおいて社会福祉活動の要素があるわけではない。しかし、大半の事業において福祉関係者の参加が予定されている。具体的には、民生委員・児童委員やその協議会、市社会福祉協議会の支部や、学区・地区社会福祉協議

会、地域包括支援センター・在宅介護支援センター、老人クラブやその連合会、愛育委員・愛育委員会、ボランティア、児童館・児童クラブ・学童クラブ・子育て広場、特別養護老人ホーム、介護事業所、障害福祉団体などである。概して、「広域交流部門」に比し「身近な交流部門」において多様な福祉関係者が参加している。福祉関係者の中でも、老人クラブ・特別養護老人ホームなど高齢者を対象とする団体・施設の参加が多い。一方、「地域活動部門」の応募分野の中には「4. 地域保健福祉分野」がある。例えば、「C広場」の取り組みは町内会と障害者福祉団体が共同開催する祭りによって交流を深めている。

事業の推薦の可否を決するA市B区区づくり推進事業審査会委員は、16名中、地区民生委員・児童委員協議会会長、市民生委員・児童委員協議会副会長の2名が入っている。

本事業の中には地域保健福祉分野もあるが、本事業の全体が直接には全てが社会福祉を目的とする事業ではないので祭り・コンサート・花火大会等の地域おこしが中心である。補助金の費目でも原材料費・消耗品費・使用料などが目立っている。この種補助事業は申請者の側で一定の事業規模を確保しようとする心理が働く。その際、物品にかかる経費は計上しやすいが、直接の福祉に関する支出金額は小さいことが考えられる。事業としてあがっているものに福祉活動単独のものが見当たらない理由とも考えられる。

審査会（平成26年度第2期応募事業分）でも、例えば、第12回C広場が『福祉の視点』を取り入れて、地域の各種団体が協力して企画し、共生社会実現の努力をされている点を評価する」とされていることや、D学区「ふれあい地域づくり推進事業」が「地域の防災意識を向上させるための事業として評価する。防災訓練に参加しない人の啓発活動や、参加できない高齢者、障がい者にも配慮した取り組みをしてほしい。」など社会福祉に関する事業を取り入れることについて積極的な意見が見られる。

5. 考察

本事業への応募は盛んであるが、社会福祉に関する活動をする団体がより取り組みやすい工夫も考慮されるべきであると考え。1つ目は参加要件である。それぞれの事業で福祉関係者も参加しているが、民生委員などに一定の職ないし団体が中心である。各地区とも高齢者・障害者等の福祉施設・団体があるはずであるから、地域づくりのためには当然それらも参加している必要がある。応募要件として、それら団体の参加がなされていることも必要であると考え。2つ目は実施単位である。本事業は、現在、身近な交流部門・広域交流部門・地域活動部門の3部門で構成されている。基本的に小学校区の区域で実施されるものを最小単位としている。地域福祉事業は小学校区よりも小さな区域、例えば隣組・団地などのごく小さい単位で実施することがふさわしいものも少なくない。

A市の区づくり推進事業は平成22年度に創設されてから日が浅い。本事業における社会福祉関係者の参加状況・事業内容における福祉的な要素などについて引き続き研究していく必要がある。